

公安委員会

説明資料No. 1

国家公安委員会委員長に対する
行政文書開示請求に関する
決定について

平成23年11月17日

国家公安委員会会務官

(略)

1 経緯

「地域主権戦略大綱」（平成22年6月閣議決定）を踏まえて提出された第2次地域主権改革推進法案が、本年8月に成立した。

2 趣旨

第2次地域主権改革推進法による道路法の一部改正等に伴い、下位法令の整備を行うもの。

3 改正案の主な内容

(1) 交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正

道路法の一部改正により、都道府県の同意を得た場合には、町村が都道府県道を管理することが可能となった。

これを踏まえ、都道府県道の管理を行うこととなった町村に対し、当該都道府県道の延長等に応じて、交通安全対策特別交付金の額を加算する。（総務省関係一括整備政令を共同請議）

(2) その他

次の各法令について、条ずれ等の規定の整理を行う。

ア 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（国土交通省との共同命令）

イ 内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令（国土交通省との共同命令）

ウ 構造改革特別区域法第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件（内閣府告示）

4 施行期日

平成23年11月30日

※ (1)は金額の算定方法、(2)は形式的な変更であることから、意見公募
手続は要しない。

	月 間	そ の 他
1月		
2月		
3月		
4月		○ 春の全国交通安全運動 (6日～15日)
5月	○ 薬物事犯取締活動強化月間	
6月	○ 来日外国人犯罪対策及び不法滞在・ 不法就労防止のための活動強化月間	
7月		
8月		○ 防災週間 (30日～9月5日)
9月		○ 秋の全国交通安全運動 (21日～30日)
10月	○ 拳銃取締り特別強化月間	○ 全国地域安全運動 (11日～20日)
11月	○ 指名手配被疑者捜査強化月間	
12月		

1 趣旨

- 「東日本大震災復興基本方針」(本年7月29日、復興対策本部決定)に掲げられた復興施策について、工程表を策定するもの。
- 第3次補正予算成立後、復興対策本部において取りまとめて公表。

2 概要

※【 】内は基本方針の項目番号

- (1) 防犯、安全・安心に配慮したまちづくりの支援【(1)①(ii)】
- (2) 支援に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保【(1)②(ii)】
 - 被災市町村の復興計画を踏まえつつ、防犯設備の計画的配置の促進等により、犯罪の起きにくいまちづくりを支援。
 - 震災により滅灯した信号機について、原則として平成23年中に主要交差点の復旧を完了。道路整備やまちづくりに合わせて、交通安全施設等を整備。
- (3) 被災者の治安への不安の解消や犯罪抑止・検挙に向けた取組の推進【(2)①(iv)】
 - 警察官の緊急増員
 - 警察施設の復旧・整備
 - 警戒・警ら活動、防犯情報の提供、各種犯罪の取締り等の推進
- (4) 信号機の滅灯防止等災害に備えた交通安全施設等の整備【(3)⑨(ii)】
 - 信号機の電源付加装置の整備
 - 交通管制システムについて、平成26年度末までに全国で高度化を完了。
- (5) 災害対処能力の向上【(4)⑤(v), (vi), (vii)】
- (6) 治安関係機関の対処能力の強化【(4)⑤(x)】
 - 警察施設の耐震化
 - 検視等に係る装備資機材の整備・充実
 - 防災業務計画の見直し、訓練、救出救助等に有効な装備資機材の整備
 - 警察情報通信の耐災害性の強化

公安委員会	「義務付け・枠付けの見直し」	平成23年11月17日
説明資料No. 5	に係る閣議決定について	総務課

1 趣旨・経緯

- 地方分権改革推進委員会が、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくための取組として、「義務付け・枠付け」（地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛るもの。）の見直しを勧告（平成20年12月）。
- 勧告を受けた第1次・第2次見直しの結果、本年の通常国会において、関係法律を整備。
- この度、第3次見直しの方針について、閣議決定を予定。

2 閣議決定の概要（警察所管法令について必要な措置）

(1) 通知・届出・報告、公示・公告等（別添3頁）

- 国際運転免許証等保有者に関する処分情報の「報告」
（道路交通法第107条の6）
国際運転免許証等保有者に関する処分情報について、処分を行った都道府県公安委員会から国家公安委員会への報告のみが義務付けられているところ、報告を受けた国家公安委員会は当該報告に係る事項を各都道府県公安委員会へ通報するものとする。（道路交通法の改正）
- 都道府県公安委員会が運転免許取得者教育を認定した旨の「公示」
（道路交通法第108条の32の2第2項）
官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる公示方法によっても法的義務が充足されるとの解釈を示す。

(2) 職員等の資格・定数等（別添4頁）

- 留置施設視察委員会（刑事収容施設法第21条）
 - ・ 委員数の上限
10人以内と上限を定めた規定を、廃止又は条例委任に改正
（条例制定の基準を定める場合には「参酌すべき基準」とする。）
（刑事収容施設法の改正）
 - ・ 委員の資格
「人格見識が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者」とあるところ、この規定は、国家資格や具体的な職務経験・年数等を求めるものではなく、地方自治体の判断により適切と認められる者を幅広く任命・推薦できるものであるとの解釈を示す。
 - ・ 委員の任期
1年と任期を定めた規定を、廃止又は条例委任に改正
（条例制定の基準を定める場合には「参酌すべき基準」とする。）
（刑事収容施設法の改正）

3 今後のスケジュール

- 閣議決定 11月25日
- 第3次一括法を次期通常国会へ提出（内閣府まとめ）

（※ 別添省略）

公安委員会	千葉市中央区における刃物使用バス	平成23年11月17日
説明資料No. 6	ジャック事件の検挙について(千葉県警察)	捜査第一課

1 事案の概要

被疑者は、本年11月16日午前9時38分ころ、千葉市中央区の路上に停車中の路線バス内において、所携の果物ナイフを乗客女性に突きつけて、男性運転手、女性乗客計2名を人質にして立てこもったもの。

2 被疑者

住居

職業

(65歳)

3 被害者

○ 乗客

A (29歳) 負傷なし

○ 運転手

B (38歳) 負傷なし

4 捜査状況

千葉県警察においては、態勢を確立の上、人質の安全救出を最優先に、説得による投降を促す一方、突入の準備も進めていたところ。

立てこもってから約40分後の午前10時20分、説得により投降した被疑者を「人質による強要行為等の処罰に関する法律」違反で現行犯逮捕し、被害者を無事保護したもの。

愛知県警察は、11月11日、偽造有印私文書行使、戸籍法違反及び住民基本台帳法違反で被疑者5名を逮捕した。

1 被疑者

(1)

51歳

(2)

62歳

(3)

50歳

(4)

54歳

(5)

48歳

2 事案概要

被疑者らは、共謀の上、司法書士の資格を悪用し、平成22年3月から同年7月までの間、前後9回にわたり、偽造した職務上請求書に虚偽の依頼人氏名等を記入して各市役所等に郵送し、名古屋市内在住の女性ほか6名の戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得したものの。

3 捜査の端緒

平成22年3月に発生した脅迫事件の捜査過程で、被害者の承諾がないのに戸籍謄本等が請求されていた事実を確認したことによる。

4 背景

戸籍法や住民基本台帳法においては、司法書士・弁護士等の特定事務受任者は、事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合に本人の承諾なしに戸籍謄本等を請求できるとされており、本件ではこの制度が悪用されたもの。

5 今後の方針

捜査を徹底し、暴力団の関与の有無等も含めて、全容を解明する方針。

オウム真理教（以下「本団体」という。）は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、平成12年1月の公安審査委員会決定により公安調査庁長官の観察処分（※）に付され、以後、3年ごとに同処分の期間更新が決定されている。公安調査庁長官は、同処分の期間更新を公安審査委員会に請求する際には、警察庁長官の意見を聴くこととされており、警察庁長官は、これを受けて、意見を述べるものである。

※ 観察処分

無差別大量殺人行為を行った団体に対し、活動状況を継続して明らかにさせるために一定期間公安調査庁長官の観察に付する処分。公安調査庁長官に対して団体の構成員や資産等を報告する義務及び公安調査官の教団施設等への立入検査を受忍する義務を負う。

1 被害状況（11月16日現在。以下同じ。）

死者：15,839人、行方不明者：3,647人、負傷者：5,950人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約83,200人の警察官を派遣。
- 約5,400人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約1,800人（岩手約400人、宮城約600人、福島約800人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約26,000人	約32,800人	約24,400人	約83,200人
人・日(延べ)	約243,400人	約301,300人	約229,300人	約774,000人

4 主な災害警備活動

○ 行方不明者の捜索活動

岩手県警察では約180人（うち特派約150人）、宮城県警察では約50人（自県のみ）、福島県警察では約30人（自県のみ）の態勢で捜索活動を継続。

※ 11月22日、岩手県警察においても、特派部隊による捜索活動は終了する予定。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約270人体勢で、警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約230人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 身元確認

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,000体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約95%）。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅を始めとした被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。